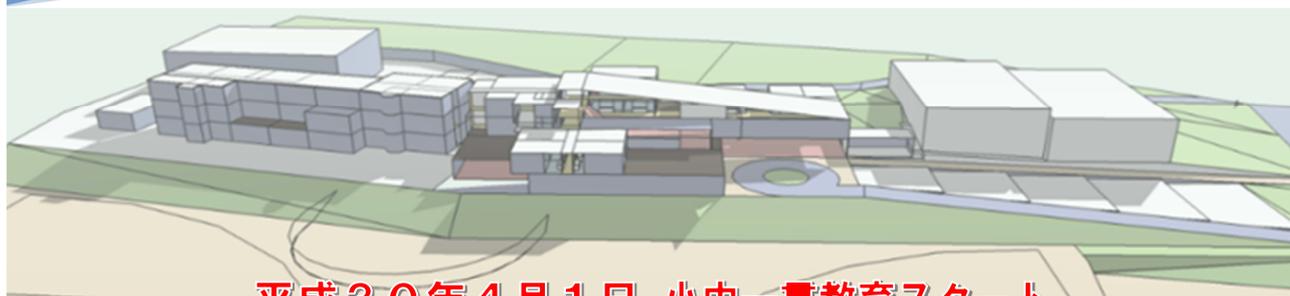


西田地区小中学校統合に向けて No.5

平成28年4月21日 郡山市教育委員会



平成30年4月1日 小中一貫教育スタート 西田町の小・中学校を「義務教育学校」 として開校する方向で検討を始めます

「義務教育学校」の制度については、平成28年2月1日から2月8日まで各地区において説明会を開催いたしました。また、その内容につきましては、これまでお配りした「西田地区小中学校統合に向けて」に記載したとおりです。

これらの内容について、2月末までに地域の皆様からの御意見をいただいていたところですが、それらをふまえ、西田地区統合小中学校を以下のような内容の「義務教育学校」として開校する方向で検討を始めます。今までの小学校・中学校というイメージを残しつつ、「義務教育学校」のメリットを最大限に活かしていきたいと思っております。

項目	義務教育学校の内容
修業年限	9年間となります。 (小学校段階に相当する前期6年間と、中学校段階に相当する後期3年間となります。)
組織	校長は1名で、1つの教職員組織となります。
教育課程	1つの教育目標のもとで、9年間の教育計画を作成し、つながりのある教育活動を行います。
施設	西田中学校校舎の改修を行うとともに、隣に新たな校舎を接続させ、小中学校を一体的に整備し、小学1年生から中学3年生まで1つの校舎で一緒に生活できる小中一貫教育を実施する予定です。西側には、新しい小学校の体育館、テニスコート、小中兼用の屋内プールをつくる予定です。

<西田地区の皆様や児童生徒からのご意見を受けて、検討をすすめている主なもの>

- 今までの小学校段階に相当する前期6年間で「小学部」、今までの中学校段階に相当する後期3年間で「中学部」と呼ぶ方向で検討をすすめています。
- 小学部より段階的に教科担任制を組み入れていくことで検討をすすめています。
- 入学式は、小学部1年生の入学式を行いますが、中学部1年生進級時の節目の式も行うことで検討をすすめています。(開校年度は、小学部1年生と中学部1年生の入学式を行うことで検討をすすめています。)
- 卒業式は、中学部3年生の卒業式を行いますが、小学部6年生修了時に節目の式も行うことで検討をすすめています。

今後、校名・校歌・校章・制服・運動着・スクールバス等については検討委員会を立ち上げて検討する予定です。皆様には「西田地区小中学校統合に向けて」の通信をとおしてお知らせしてまいります。

「西田地区統合小中学校に係る通学区域の弾力化について」（提言）

本市には、学校教育に係る諸課題について有識者により協議を行う「郡山市学校教育審議会」があり、教育委員会に対し様々な提言を行っています。

平成30年度、西田統合小中学校が義務教育学校として開校するにあたり、昨年度、学校教育審議会において、地域に根ざした学校、人が集う学校を目指すための学区の弾力な運用について協議が行われ、本年2月8日に提言書が提出されました。

この提言内容は、今後の本市のモデルケースとして、西田地区統合小中学校において試行できるよう、準備を進める予定です。

1 提言の主な内容

- **西田地区統合小中学校の通学区域の弾力化については、各自治体の教育課題に応じて指定できる特認校制が望ましい。**
- **学区については、法令の趣旨に基づき現行の学区制（指定校制度）を原則とすることが望ましい。**
- **募集定員や申し込み方法等については、指定学区である西田町の就学予定児童生徒数に余裕がある場合に限り行うべき。**

特認校制とは・・・？	従来の通学区域を基本とし、特色ある学校づくりなど各自治体の教育課題に対応して、特定の学校について、通学区域を越えて、当該市町村内のどこからでも就学を認める学校のことです。
特認校や学区の弾力化で何か変わるの…？	特認校として通学区域の弾力化を図るだけであり、 特認校に指定されたからといって、教育内容や教育環境等は変わりません。 また、 通学区域については、現行の学区制を維持するため、西田町の方は全員西田統合小中学校への入学 となります。

2 通学区域の弾力化の詳細

「募集はいつからどうやって行うのか？」、「応募が多数となった場合どうするのか？」、「遠距離通学はどうするのか？」など、制度の詳細については、平成28年度中に整備いたします。